

寒川町情報公開審査会審査要領新旧対照表（案）

現行	改正案
<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>（口頭意見陳述）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2 申立人は、<u>条例第19条第2項</u>の規定による許可を受けようとするときは、あらかじめ補佐人出頭許可申請書（別記様式）を審査会に提出しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（意見陳述者の数）</p> <p>第6条の2 口頭意見陳述において意見を述べる者（申立人の代理人及び補佐人を含む）の数は、5人以内とする。ただし、 <u>審査会が特に必要と認め</u> <u>たときは、この限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p>（議事録の送付）</p> <p>第9条 議事録は、条例又は他の規則等により公開が不適当とされる部分を除き、<u>不服申立人及び実施機関</u>に送付しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">～略～</p>	<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>（口頭意見陳述）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2 申立人は、<u>条例第19条第3項</u>の規定による許可を受けようとするときは、あらかじめ補佐人出頭許可申請書（別記様式）を審査会に提出しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（意見陳述者の数）</p> <p>第6条の2 口頭意見陳述において意見を述べる者（申立人の代理人及び補佐人を含む）の数は、5人以内とする。ただし、<u>条例第19条第1項の申立人が5人を超えるときその他審査会が特に必要と認め</u> <u>たときは、この限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p>（議事録の送付）</p> <p>第9条 議事録は、条例又は他の規則等により公開が不適当とされる部分を除き、<u>審査請求人及び実施機関</u>に送付しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この要領は、平成30年 月 日から施行する。</u></p>

寒川町個人情報保護審査会審査要領新旧対照表（案）

現行	改正案
<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>（口頭意見陳述）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2 申立人は、<u>条例第19条第2項</u>の規定による許可を受けようとするときは、あらかじめ補佐人出頭許可申請書（別記様式）を審査会に提出しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（意見陳述者の数）</p> <p>第6条の2 口頭意見陳述において意見を述べる者（申立人の代理人及び補佐人を含む）の数は、5人以内とする。ただし、 <hr/> <u>審査会が特に必要と認め</u>たときは、この限りでない。</p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p>（議事録の送付）</p> <p>第9条 議事録は、条例又は他の規則等により公開が不適当とされる部分を除き、<u>不服申立人</u>及び実施機関に送付しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">～略～</p>	<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>（口頭意見陳述）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2 申立人は、<u>条例第31条第3項</u>の規定による許可を受けようとするときは、あらかじめ補佐人出頭許可申請書（別記様式）を審査会に提出しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（意見陳述者の数）</p> <p>第6条の2 口頭意見陳述において意見を述べる者（申立人の代理人及び補佐人を含む）の数は、5人以内とする。ただし、<u>条例第31条第1項の申立人が5人を超えるときその他審査会が特に必要と認め</u>たときは、この限りでない。</p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p>（議事録の送付）</p> <p>第9条 議事録は、条例又は他の規則等により公開が不適当とされる部分を除き、<u>審査請求人</u>及び実施機関に送付しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この要領は、平成30年 月 日から施行する。</u></p>